

平成 23 年 4 月 8 日

各 位

会 社 名：株式会社夢真ホールディングス  
(コード：2362 JASDAQ, S)  
代表者名：代表取締役会長兼社長 佐藤 真吾  
問合せ先：取締役 矢島 英一  
(TEL：03 - 5981 - 0672)

## 株式会社フルキャストテクノロジーに対する 公開買付けに関する合意書締結のお知らせ

株式会社夢真ホールディングス（以下「当社」といいます。）および、株式会社フルキャストホールディングス（以下「フルキャストホールディングス」といいます。）は平成 23 年 4 月 8 日、株式会社フルキャストテクノロジー（コード番号：2458 JASDAQ 以下「対象会社」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関する合意書を締結いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 合意書締結の理由

当社は最大の強みである「高付加価値の技術者派遣」をさらに追及・拡大し、現在当社の主力事業である、建設現場への施工管理技術者派遣と並ぶ、新たな事業の柱を建てることを重要な中長期的目標と位置付けております。

このような状況の下、平成 23 年 4 月 1 日より、対象会社の親会社であるフルキャストホールディングスと協議を重ねた結果、フルキャストホールディングスが平成 21 年 4 月 9 日付で開示しました「事業再編に関するお知らせ」での、事業再編に向けた取り組みに当社が賛同し、また当社グループにおける下記「3つの成長要因」が見込まれると判断したことから合意書を締結することといたしました。

- (1) 対象会社の電子（半導体）、電気、自動車産業向けの幅広い技術力を有した技術者派遣事業が、当社の求める新たな事業の柱となり、当社の目指すところである「総合人材派遣会社」への足掛かりとなりえると判断したこと
  - (2) 当社と対象会社との一体経営を実践することにより、当社および対象会社の企業価値が共に向上するものと判断したこと
  - (3) 売上規模、事業形態の近い当社と対象会社が、シナジーを生み出すことはもちろん、互いを意識し合い、切磋琢磨することで、新たなイノベーションが起り得ると判断したこと
- なお、本公開買付け終了後も対象会社の上場を維持する方針です。

## 2. 対象会社の概要

① 商 号	株式会社フルキャストテクノロジー	
② 本 店 所 在 地	東京都品川区大崎一丁目 20 番 3 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 徳丸 剛	
④ 事 業 内 容	エンジニアアウトソーシング事業、ビジネスソリューション事業他	
⑤ 資 本 金 の 額	863 百万円	
⑥ 設 立 年 月 日	平成元年 7 月 13 日	
⑦ 大株主及び持株比率	(株)フルキャストホールディングス 68.6%	
⑧ 買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項はございません。
	人 的 関 係	該当事項はございません。
	取 引 関 係	該当事項はございません。
	関連当事者へ の 該 当 状 況	該当事項はございません。

## 3. 合意書の概要

別紙 1 をご参照ください。

## 4. 今後の見通し

本公開買付けが開始される際には改めて適時開示いたします。また、業績に与える影響等は判明次第速やかに公表する予定です。

以 上

(別紙1)

## 合意書の概要

### 1. 本公開買付けの主要条件及び前提条件

#### (1) 当社が実施する本公開買付けの主要条件

- ① 買付価格 対象会社株式1株あたり 35,320円以上
- ② 買付株数 38,864株(※)を下限とし、上限を設けない
- ③ 買付開始日 平成23年5月2日以前

(※) 対象会社の発行済み株式総数の約68.6% (平成23年2月14日現在)

#### (2) 当社が本公開買付けを実施するための前提条件

- ① 対象会社の平成23年9月期第2四半期決算短信において、同第1四半期決算における純資産額が10%以上減少していないこと
- ② 対象会社が、本公開買付けに係る公開買付開始公告を行う日の前日までに、本公開買付けに反対する旨の意見(本公開買付けに反対し、かつ、本公開買付けに対する応募を推奨しない旨の意見をいい、本公開買付けに賛同する旨の意見、意見留保その他の意見を除く。)を公表していないこと

### 2. その他の重要な取り決め

当社及びフルキャストホールディングスは、下記に定める場合(当該不履行について故意・過失等の帰責事由があるか否かを問わない。)に、損害、損失又は費用(第三者からの請求の結果として生じるものかを問わないものとし、弁護士費用も含むものとする。)の発生有無及び損害等の額にかかわらず、損害賠償の予定として、相手方に対し金1億円を支払うものとする。

- ① 上記1(2)の前提条件が充足されたにもかかわらず、当社が、本公開買付けを実施せず、又は本公開買付けを撤回した場合
- ② 本合意書に従って本公開買付けが実施され、かつ、本公開買付けが撤回されていないにもかかわらず、フルキャストホールディングスが、本公開買付けの買付期間満了までに、その所有する対象会社株式38,864株全部を応募せず、又は応募を解除した場合

以 上